

業務委託仕様書

1 件名

寝屋川市第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び
寝屋川市第4期特定健康診査等実施計画策定業務委託

2 概要

本業務は、寝屋川市国民健康保険における被保険者の健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現、医療費の適正化を図るため、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対する効果的かつ効率的な保健事業をPDCIサイクルに沿って実施するための「寝屋川市第3期国民健康保険保健事業実施計画（以下、「データヘルス計画」という）と、特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める「寝屋川市第4期特定健康診査等実施計画」の作成委託を行うものである。

なお、両計画の策定にあたっては、平成30年3月に策定した「寝屋川市第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び寝屋川市第3期特定健康診査等実施計画」の評価を実施し、その内容を反映させたものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 業務内容

発注者が提供するデータを用いて、精度の高いデータベースを構築した上で現状分析を行い、市の現状を把握した上で、健康課題を抽出し、優先すべき対象者及び実施すべき保健事業を明確にするものとする。

また、保健事業は他保険者の実施状況や国が通知する策定の手引き及び大阪府国民健康保険連合会が通知する策定の手引き等を踏まえ、本市の既存事業や実情に応じた内容の提案を行い、未受診者対策における受診勧奨の効果検証を行う。

上記内容を含め、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の作成を行う。計画作成に当たっては、相互に連携を図るため、データ分析や健康課題の抽出、施策の方向性の検討については、一体的に進めていくとともに、目標の設定及び実施計画の内容については事前に提案し、発注者と協議の上決定するものとする。

また、令和5年7月に開催される地域保健審議会において本計画に対して意見を

求めるための概要版を作成するものとし、同年8月(予定)に実施される国民健康保険運営協議会までに計画の素案を作成するものとする。

(1) 保険者の現状分析

ア 本市の概況の把握

- ・地理、社会的背景、医療アクセス等
- ・死因
- ・平均寿命、健康寿命
- ・標準化死亡率
- ・要介護認定状況

(2) データベースの構築

ア データベースの項目については協議の上で決定する。

イ 提供データについては協議の上で決定するものとする。

(3) 現状分析

前項で構築したデータベースを用いて、医療費の全体像及び医療費の負担額の大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確し、分析は下記項目とするが、必要に応じて協議する。又経年比較や国、府、府下市区町村との比較、年代別・性別に精査を行う。提供データ以外の内容については、発注者と協議の上、内容を精査し分析するものとする。

ア 基礎データの分析

本市の概況を把握できるようにするものとする。

(ア) 医療環境

(イ) 死因

(ウ) その他

イ 医療費、疾病構造分析

実際には治療されていない傷病名に医療費集計されることのないように集計を行うものとする。

(ア) 高額医療費の要因と予防可否分析

(イ) 生活習慣病に関する分析

(ウ) 生活習慣病以外の疾患に関する分析

(エ) 薬剤費の分析(後発医薬品含む)

(オ) 介護保険データと医療費に関する分析

- (カ) がん検診データと医療費に関する分析
- ウ 特定健診、特定保健指導データ分析
 - (ア) 特定健診、特定保健指導の実施状況
 - (イ) 有所見者の状況
 - (ウ) メタボリックシンドロームの該当者および予備群の状況
 - (エ) 治療中断者や要治療者の状況
 - (オ) 特定健診受診者と未受診者の医療費の状況
 - (カ) 特定保健指導利用者と未利用者の医療費の状況
 - (キ) 特定健診問診項目と疾病に関する分析
 - (ク) 特定健診、特定保健指導実施後の改善状況
- エ その他、地域の健康課題抽出に効果的な分析

(4) 分析結果の報告

上記について、随時分析結果を提示するものとする。

(5) イメージ・レイアウト図の作成

主に現行計画である第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）の計画書と概要版を基に、どんな人でも読みやすいよう、ユニバーサルデザインの観点を含むもの。

(6) データヘルス計画の作成

企画提案書については令和5年3月7日付けで国から示されている「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（令和5年改定案）」に記載された内容に沿って、本市の特徴を踏まえて作成すること。

受注者は、国から示される最新の「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（仮）」に記載された内容及び府から示される指針に沿って、前項の医療費分析等、本市の特徴を踏まえたデータヘルス計画を作成すること。

(7) 特定健康診査等実施計画の作成

企画提案書については令和5年3月31日付けで国から示されている「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」に記載された内容に沿って、本市の特徴を踏まえて作成すること。

受注者は、国から示される最新の「特定健康診査等実施計画作成の手引き（仮）」に記載された内容及び府から示される指針に沿って、前項のデータヘルス計画な

ど本市の特徴を踏まえた特定健康診査等実施計画を作成すること。

(8) 成果物の納品

成果物はデータ及び紙媒体で、それぞれ指定の形式により納品すること。データについてはDVD-等の電子媒体に格納し、Word 又はExcel、PowerPoint、PDF形式とする。

ア 寝屋川市第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び寝屋川市第4期特定健診等実施計画（最終版及び概要版）

・データ：各1部

イ 分析報告書及び計画策定の過程で得られた統計資料、図表等

・データ：各1部

ウ 現状分析に係る定義書

・データ：1部

5 成果物の納品

第10項記載の契約締結後のスケジュール（予定）記載のとおりとし、都度成果物を納品すること。

6 情報セキュリティ対策

(1) プライバシーマーク又は、IS027001を保有していること

(2) データ授受及び運搬

本事業における打合せや電子データの授受、搬送、成果物の授受にかかる経費は、受注者の負担とする。

(3) データ返還

提供したデータは、業務の履行上不要となった時点で遅滞なく返還を行う。

7 成果物の利用及び著作権

(1) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果物に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 発注者は、本業務の成果物の改変を行うものができるものとし、受注者は、本業務の成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 受注者は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、発注者と綿密な連絡調整を図り業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて発注者である寝屋川市に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与を行わないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項等については、受注者は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が受注者に委託する業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではないものとする。

9 個人情報の取り扱いについて

別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

10 契約締結後のスケジュール（予定）

契約締結後のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。

ただし、詳細については契約締結後、発注者と協議し決定する。

協議後、事業計画スケジュールを作成し、発注者に提出を行う。

また、データヘルス計画の作成にあたっては、校正スケジュールを別途作成し、発注者に提出を行う。

11 スケジュール（案）

日程	内容
令和5年	
7月	打合せ・スケジュール確認
	受注者へデータ提供(以降、随時)
7月中旬～下旬	地域保健審議会へ進捗報告
8月	国民健康保険運営協議会へ概要版素案提出(受注者出席)
9月	中間報告、分析結果の報告、最終報告等の提案
10月	最終報告素案の提出及び報告
12月	保健事業・支援評価委員会へ素案の提出

令和6年	
1月中旬	保健事業・支援評価委員会へ最終案の提出
2月下旬	校了